

# 29 ふくし家族信託を知る

期間 26年 8月19日[火]～9月16日[火](全5回)

応募締切 8月5日[火]

実施場所 九州国際大学地域連携センター(サテライト・キャンパス)

〒806-0021 八幡西区黒崎3-15-3 コムシティ2階(33ページ地図参照)

申込問合せ先 九州国際大学地域連携センター(担当:今井・片山)

〒806-0021 八幡西区黒崎3-15-3 コムシティ2階 TEL: 631-2203 FAX: 631-2204

時間 19:00～21:00

定員 30名

受講料 4,000円

## コース概要

実施機関: 九州国際大学地域連携センター

障がいを持つ子どもへの生活支援は、多くの場合その子の親が行っています。もし、親自身が認知症や死亡などで子どもへ支援できなくなった場合、誰が自分の子どもを支援できるのかと考えると、親の不安はとても大きなものになります。いわゆる「親なき後問題」です。

子どもへ遺産を「相続」させる方法以外に、「信託」という方法を用いることができ、そのメリットが注目されるようになりました。平成18年12月信託法改正にともない、例えば「信託監督人・受益者代理人制度の創設」など、受益者を守る法律整備がすすめられたことなどがあげられます。しかしながら、営利のための「商事信託」はテレビCMなどでよく知られていても、「ふくし家族信託」という高齢者や障がいの者の財産管理方法は、あまり知られてはいないのです。

そこでこの講座では、「ふくし家族信託」について理解を深めるとともに、どのような場面で活用するとよいか、活用する場合にはどうしたらよいか、基本的な内容を学ぶことをねらいとします。障がいを持つお子さんのご家族をはじめ、「ふくし家族信託」へ関心を寄せる一般の方どなたでも受講できます。

なお、講座進行の都合により、講座の順番を変更することがあります。

月 日	テーマ・内容	担当講師
8月19日 (火)	<b>障がい者の就労と、多様な自立支援策の必要性について</b> 障がい者年金の目減りと、自立支援策の中に占める「ふくし家族信託」の役割について	一般社団法人 レグルスなな 監事 松本 幸一
8月26日 (火)	<b>信託の歴史的背景と財産管理機能の内容について</b> いま、なぜ「しんたく(信託)」と世間がいうのか	一般社団法人 レグルスなな 代表理事 松原 ゆかり
9月2日 (火)	<b>信託のスキーム(枠組み)と、よくわかる法律の見方について</b> 相続でも信託が活用できる	一般社団法人 レグルスなな 理事 松原 信也
9月9日 (火)	<b>信託法改正を、ビジネスチャンスとしてとらえる社会的状況と、ホントの「ふくし家族信託」が果たす役割とはなにか</b>	理事 石松 剛
9月16日 (火)	<b>相続にかかわる実例紹介と質疑応答</b>	一般社団法人 レグルスなな 代表理事 松原 ゆかり